

多可町生涯学習まちづくりプラザ建設設計業務公募型プロポーザル評価選考要領

1 趣旨

本要領は、多可町生涯学習まちづくりプラザ建設設計業務公募型プロポーザル応募要項に定めるもののほか、優先交渉権者を選考する事務に必要な事項について定めるものとする。

2 選考方法

本要領に基づき、次のとおり評価を行う。

- (1) 本要領に基づいて、多可町生涯学習まちづくりプラザ建設設計業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）において一次選考及び二次選考を行う。
- (2) 一次選考
各選定委員が評価項目毎に評価を行い、その各選定委員の評価点を合計し、合計評価点を算出するとともに、その合計評価点を平均した評価点を委員会の評価とする。その参加表明書等の提出者の中から、委員会の評価点が高かった者上位5者程度を選定し、選定された上位5者程度が技術提案書を提出できるものとする。
- (3) 二次選考
一次選考で選定された者に対し、各選定委員が評価項目毎に評価を行い、その各選定委員の評価点を合計し、合計評価点を算出するとともに、その合計評価点を平均した評価点を委員会の評価とする。
- (4) 委員会の評価を踏まえ、最優秀者1者および優秀者1者を特定する。なお、優先交渉権者は最優秀者とする。

3 選考要領

(1) 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件すべてに該当する単体企業とします。

- ① 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号 以下「建築士法」という。）第23条の規定に基づき、一級建築士事務所登録をしていること。
- ② 建築士法第10条第1項の規定に該当しないものであること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、開始決定後、国の認定を受けた者は除く。
- ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本プロポーザルの優先交渉権者特定前6か月以内に、手形及び小切手の不渡りした者。
- ⑥ 公告日時時点で、多可町「測量・建設コンサルタント等業務」の業務の入札参加資格を有する者であること。
- ⑦ 所属事務所が、参加表明書提出期限日において、多可町指名停止基準（平成17年11月1日告示第74号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者であること。
- ⑧ 公告日より過去20年以内に、国、地方公共団体等の公的機関及び民間が発注した公民館（又はコミュニティセンター）、図書館、児童福祉施設（保育所、幼稚園等）又は類似施設（※1）のいずれか単体又は複数の用途を含む施設（延べ床面積1,500㎡以上）の新築又は改築工事に関する基本設計又は実施設計業務を元請（設計共同体的場合は、代表構成員に限

る。)で受託し、公告日現在で当該設計業務が完了していること。なお、当該業務実績については契約書の写し又はそれに準ずるものを提出すること。また、いずれの場合においても、実績が確認できるような施設の図面及び写真等を添付すること。

※1：類似施設とは平成31年国土交通省告示98号別添二の建築物の種類のうち、「十一 福祉・厚生施設の第1類」、「十二 文化・交流・公益施設の第1類、第2類」とする。

⑨ 配置予定技術者は、次のとおりとする。

ア) 管理技術者及び照査技術者は、一級建築士であること。

イ) 管理技術者、照査技術者及び建築主任技術者は、参加表明書の受付日以前に参加表明者と直接的かつ恒常的雇用関係が3か月以上あること。

ウ) 管理技術者、照査技術者及び各主任技術者は、それぞれ1名であること。

エ) 管理技術者は、照査技術者及び各主任技術者を兼任していないこと。

オ) 照査技術者は、各主任技術者を兼任していないこと。

カ) 建築主任技術者は、記入を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。

注1：「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

注2：分担業務分野の分類は、次表による。なお、提出者において新たな分担業務分野（ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、積算業務等）を追加する場合は、主任技術者の経歴等（提出者が新たに追加する分担業務分野の主任技術者）（様式4-E）の提出において、新たに追加する分担業務分野の具体的業務内容及び分野を追加する理由を記入すること。ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わない。なお、次の分担業務分野を分割して新たな分野として設定はできない。

分担業務分野	業務内容
建築 (総合)	平成31年国土交通省告示第98号における別添一、1、一および二、ロ、「(1) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書」の表の「設計の種類」欄の「(1) 総合」に係るもの
構造	同上「(2) 構造」に係るもの
電気	同上「(3) 設備」の「(i) 電気設備」に係るもの
機械	同上「(3) 設備」の「(ii) 給排水衛生設備」、「(iii) 空調換気設備」、「(iv) 昇降機等」に係るもの

⑩ 本業務の完了まで、最高責任者として従事できる者。また業務実施体制を審査するため、あらかじめ取組体制、設計チームなど検討し実現できるよう準備すること。また、業務実施体制については、本業務の完了まで、維持されることを前提としているため、参加者の当該事務所に在籍している証として、健康保険証等の写しを提出すること。

⑪ 多可町暴力団排除条例（平成24年12月26日 条例第34号）第2条第1号から3号に規定されている者でないこと、及び以下に該当しない者であること。

ア) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者。

イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

エ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

オ) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用する等していると認められる者。

カ) 役員等が、暴力団が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響を有する者。

(2) 分担業務分野の再委託

- ① 主たる分担業務分野（建築（総合）分野）を再委託しないこと。ただし、主たる業務以外の部分（トレース、パース等）については、再委託を認める。
- ② 構造分野の再委託先は、本業務の建築物が法令で定める構造或いは規模等を越えると見込まれる場合は、関与が義務づけられている構造設計一級建築士が所属していること。ただし、参加表明者の組織に所属する構造設計一級建築士が本業務に関与できる場合は、この限りでない。
- ③ 設備分野の再委託先は、本業務の建築物が法令で定める階数或いは規模等を越えると見込まれる場合は、関与が義務づけられている設備設計一級建築士が所属していること。ただし、参加表明者の組織に所属する設備設計一級建築士が本業務に関与できる場合は、この限りでない。
- ④ 建築設計以外の分野（敷地調査、外構設計）の技術者については、多可町生涯学習まちづくりプラザ建設設計業務 特記仕様書（資料2）によるものとする。

(3) 参加に対する制限

- ① 所属事務所からの提案は1件のみとします。
- ② 連名による参加は認められません。（管理技術者は1人とします。）
- ③ 所属事務所に、協力事務所を加えることはできますが、その協力事務所は、他の参加者の所属事務所と重複することはできません。

一次選考

4 一次選考

提出された参加表明書等をもとに次の項目を評価する。

評価項目	評価の着目点				評価点	
	判断基準				小計	
(1) 事務所の評価	(Ⅰ)技術職員数	技術職員数を評価する			3.0	11.0
	(Ⅱ)有資格者数	有資格者数を評価する			2.0	
	事務所の実績	同種・類似業務の実績、規模、件数、受賞歴について評価する			6.0	
(2) 配置技術者の 資格	専門分野の 技術者資格	各担当分野について、資 格の内容を資格評価表に より評価する	主任 技術者	建 築	6.0	18.0
				構 造	6.0	
				電 気	3.0	
				機 械	3.0	
(3) 配置技術者の 技術力	同種又は類似 業務の実績 (実績の有無 及び件数、携わ った立場)	次の順で評価する ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある (上記①、②に加え携わ った立場、受賞歴も評価 する)	管理技術者		6.0	21.0
			主任 技術者	建 築	6.0	
				構 造	6.0	
				電 気	1.5	
				機 械	1.5	
合 計					50.0	

(1) 事務所の評価【11.0点】

ア 事務所の技術職員数及び有資格者数の評価【5.0点】

事務所に所属する技術職員数及び有資格者数について評価を行う。

(I) 技術職員数【3.0点】

技術職員数の評価は下記による。

技術職員数(人)	評価点
50～	3.0
30～49	2.0
29以下	1.0

(II) 有資格者数【2.0点】

有資格者数の評価は下記による。

有資格者数(人)	評価点
50～	2.0
30～49	1.5
29以下	1.0

※有資格者数は、一級建築士（構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を含む。）の有資格者数とする。

イ 事務所の実績【6.0点】

同種、類似業務の実績（業務の区分、受賞歴の有無）について評価を行う。

過去の実績3件を1件あたり下記の点数（受賞歴による加算を含む）として、実績毎に、業務の区分に応じたウェイトを乗じたものの合計とする。

受賞歴の対象は竣工した建築物で主に以下に示すものとする。その他の賞に関しては、委員会の判断とする。

- ・日本建築学会（学会賞、作品選奨、作品選集新人賞）
- ・日本建築家協会（日本建築大賞、優秀建築賞、優秀建築選、新人賞、協会選100）
- ・日本建築士事務所協会連合会（日事連建築賞）
- ・日本建設業連合会（BCS賞）
- ・各都道府県又は各都道府県事務所協会（人間サイズのまちづくり賞 等）
- ・公共建築協会（公共建築賞、特別賞、優秀賞）

※受賞歴は公告日より過去20年以内に受賞したものとする。

※受賞対象の規模、発注元の公共・民間は問わない。

① 業務の区分

実績	評価のウェイト
同種業務	1.0
類似業務	0.5

② 受賞歴の有無

	点数
受賞歴のある実績	2.0
受賞歴のない実績	1.2

③ 評価点の算出方法

評価点は、実績ごとに①×②を算出し、合計したものとする。

(2) 配置技術者の資格【18.0点】

下表により評価する。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価点
建築	一級建築士	6.0
	二級建築士	1.0
	木造建築士	0.5
構造	構造設計一級建築士、一級建築士	6.0
	二級建築士	4.0
	木造建築士	0.6
電気	設備設計一級建築士 一級建築士、建築設備士、技術士※ ¹	3.0
	1級電気工事施工管理技士	2.0
	2級電気工事施工管理技士	0.4
機械	設備設計一級建築士 一級建築士、建築設備士、技術士※ ²	3.0
	1級管工事施工管理技士	2.0
	2級管工事施工管理技士	0.4

※1：電気の技術士は、機械部門（動力エネルギー）、電気電子部門（電気設備）のいずれかとする。

※2：機械の技術士は、機械部門（動力エネルギー、熱工学、流体工学）、衛生工学部門（空気調和、建築環境）のいずれかとする。

(3) 配置技術者（管理技術者、各主任技術者）の技術力【21.0点】

ア 同種、類似業務の実績の有無【21.0点】

【配点：管理6点、建築6点、構造6点、電気1.5点、機械1.5点】配置技術者の区分ごとに、同種、類似業務の実績（業務の区分、受賞歴の有無、携わった立場）について評価を行う。過去の実績を3件挙げ、実績（受賞歴による加算を含む）ごとに、業務の区分及び携わった立場に応じたウェイトを乗じたものの合計とする。ただし、同種又は類似施設の実績がない場合は0点とする。

① 業務の区分

	評価のウェイト
同種業務	1.0
類似業務	0.5

② 受賞歴の有無

	配置技術者の区分と点数				
	管理	建築	構造	電気	機械
受賞歴のある実績	2.0	2.0	2.0	0.5	0.5
受賞歴のない実績	1.5	1.0	1.0	0.4	0.4

③ 携わった立場

	評価のウェイト	
	管理技術者の実績評価の場合	主任技術者の実績評価の場合
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0
主任技術者又はこれに準ずる立場	0.5	1.0
担当技術者の立場	0.25	0.5

当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

④ 評価点の算出方法 評価点は、配置技術者の実績ごとに①×②×③を算出し、合計したものである。

二次選考

5 二次選考（技術提案書の評価）

提出された技術提案書について、プレゼンテーションの内容をふまえ、選定委員の評価により総合的に判断を行う。

内容	評価項目		評価点	
		判断基準	小計	計
資格・技術力 評価	(ア) 資格・ 技術力	一次選考評価点を考慮する	15.0	15.0
技術評価 (評価にあたっては、技術提案書の内容及びプレゼンテーションの結果により総合的に判断を行う)	(イ) 工程計画	設計工程計画及び施工計画（施工方法、安全性等）に対する考え方について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を評価する	10.0	80.0
	(ウ) 設計チーム の特徴	技術者の配置や取り組み体制、業務の推進にあたり重点としていることなどについて、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を評価する	10.0	
	(エ) 特定テーマに 対する 技術提案	特定テーマに対する技術提案について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、創造性（工学的知見に基づく創造的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を評価する	48.0 (4テーマ 合計)	
	(オ) 多可町生涯学 習まちづくり プラザ建設計 画（資料3） の理解度等	技術提案書、プレゼンテーション内容を踏まえ、多可町生涯学習まちづくりプラザ建設計画（資料3）の理解度等について総合的な判断を行う	12.0	
提案価格 (見積金額)	(カ) 提案価格 (見積金額)	提案内容と提示された提案価格に妥当性があるかを評価する。	5.0	5.0
合計				100.0

※ 表中の各項目（特定テーマについては各テーマとする。）において、選考委員全員の評価点が0点のものがあつた場合は失格とする。

(1) 選定委員による評価等

ア 資格・技術力【15.0点】

下記の算式を用いて算出する。

評価点算出方法：一次選考評価点×30%

例：一次選考合計点50点とした場合、 $50点 \times 30\% = 15点$

15点が二次選考評価点となる。

イ 工程計画【10.0点】

設計工程計画及び施工計画（施工方法、安全性等）に対する考え方について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を評価する。

評価の 着目点	評価事項	各委員の評価点					配点
		極めて 高い	高い	普通	低い	極めて 低い	
工程計画	的確性 実現性	10	7.5	5	2.5	0	10.0

ウ 設計チームの特徴【10.0点】

技術者の配置や取り組み体制、業務の推進にあたり重点としていることなどについて、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を評価する。

評価の 着目点	評価事項	各委員の評価点					配点
		極めて 高い	高い	普通	低い	極めて 低い	
設計チーム の特徴	的確性 実現性	10	7.5	5	2.5	0	10.0

エ 特定テーマに対する技術提案【48.0点（4テーマ合計）】

特定テーマに対する技術提案について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、創造性（工学的知見に基づく創造的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を評価する。

評価の 着目点	特定テーマ	各委員の評価点					配点
		極めて 高い	高い	普通	低い	極めて 低い	
各特定 テーマに 対する 技術提案 の 的確性 創造性 実現性	①あらゆる世代が気軽に利用でき 新たな交流を生む空間の整備につ いて	12	9	6	3	0	12.0
	②周辺施設、自然環境や景観との調 和を考慮した建築デザインについて	12	9	6	3	0	12.0
	③コスト縮減計画について	12	9	6	3	0	12.0
	④環境性能を考慮した施設につい ての考え方	12	9	6	3	0	12.0

「特定テーマ1. あらゆる世代が気軽に利用でき新たな交流を生む空間の整備について」

多可町生涯学習まちづくりプラザ建設計画（資料3）に示す基本コンセプトや基本方針、施設計画に基づき、あらゆる世代が気軽に利用でき、新たな交流が生まれる拠点となる空間の整備について提案を求めます。

「特定テーマ2. 周辺施設、自然環境や景観との調和を考慮した建築デザインについて」

計画地の周辺は、多可町健康福祉センター「アスパル」、子育てふれあいセンター、児童広場等が立地し、豊かな自然環境に恵まれ景観も良い。この自然環境や景観と調和し、また、活かせるような建築デザインについて提案を求めます。

「特定テーマ3. コスト縮減及び工期短縮計画について」

全体の整備費及び整備後の維持管理費の縮減等及び工期短縮についての提案を求めます。

「特定テーマ4. 環境性能を考慮した施設についての考え方」

多可町生涯学習まちづくりプラザ建設計画【環境性能】を踏まえ、兵庫県産木材を用いた内装木質化による地域森林資源の有効活用や建物のエネルギー量を減らす建物づくりによる省エネルギー化に対する提案を求めます。

オ 多可町生涯学習まちづくりプラザ建設計画（資料3）の理解度等【12.0点】

技術提案書、プレゼンテーションの内容を踏まえ、多可町生涯学習まちづくりプラザ建設計画（資料3）の理解度等について総合的な判断を行う。

評価基準	各委員の評価点
極めて高い	12.0
高い	9.0
普通	6.0
低い	3.0
極めて低い	0.0

カ 提案価格【5.0点】

提出された税込の提案価格（見積金額）について、その妥当性を判断する。

評価項目	評価事項	税込提案価格（見積金額）÷150,000,000					配点
		80%未満	80%以上 87%未満	87%以上 94%未満	94%以上 100%未満	100%	
提案価格（見積金額）の妥当性	提案価格（見積金額）	5	3.75	2.5	1.25	0	5.0

※上限提案価格を超える場合は、失格とする。